事業主各位

労務 ROAD

▌令和５年度　働き方改革推進支援助成金

労働時間短縮・年休促進支援コースについて

2020 年 4 月 1 日から、中小企業に時間外労働の上限規制が適用されたことを受けて生まれた制度です。生産性を向上させ、時間外労働の削減や年次有給休暇、特別休暇の促進に向けた環境整備に取り組む中小企業の事業主を支援するコースです。

支給対象となる事業主

以下のいずれにも該当する事業主です。

1．労働者災害補償保険の適用を受ける中小企業事業主(※1)であること。
2．年５日の年次有給休暇の取得に向けて就業規則等を整備していること。
3．交付申請時点で、右記「成果目標」①から③の設定に向けた条件を満たしていること。

(※1)中小企業事業主の範囲
ＡまたはＢの要件を満たす企業が中小企業になります。

業種	A 資本または出資額	B 常時使用する労働者
小売業(飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業（※2）	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1 億円以下	100人以下
その他の業種	3 億円以下	300人以下

（※2）医業に従事する医師が勤務する病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院については常時使用する労働者数が300人以下の場合は、中小企業事業主に該当します。

支給対象となる取組

① 労務管理担当者に対する研修(※3)
② 労働者に対する研修(※3)、周知・啓発
③ 外部専門家によるコンサルティング
④ 就業規則・労使協定等の作成・変更
⑤ 人材確保に向けた取り組み
⑥ 労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器、デジタル式運行記録計の導入・更新(※4)
⑦ 労働能率の増進に資する設備・機器などの導入・更新(※4)

(※3) 研修には、勤務間インターバル制度に関するもの及び業務研修も含みます。
(※4) 原則として、パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。

成果目標の設定

以下の「成果目標」から１つ以上を選択の上、達成を目指して取組を実施してください。

① **月60時間を超える36協定の時間外・休日労働時間数を縮減**させること。
・時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間以下に設定
・時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間を超え月80時間以下に設定
② **年次有給休暇の計画的付与制度を新たに導入**すること。
③ **時間単位の年次有給休暇制度を新たに導入**し、かつ、交付要綱で規定する**特別休暇（病気休暇、教育訓練休暇、ボランティア休暇、新型コロナウイルス感染症対応のための休暇、不妊治療のための休暇、時間単位の特別休暇）のいずれか１つ以上を新たに導入**すること。

上記の成果目標に加えて、指定する労働者の時間当たりの賃金額を３%以上または、５%以上で賃金引上げを行うことを成果目標に加えることができます。

支給額

上記「成果目標」の達成状況に応じて、助成対象となる取組の実施に要した経費の一部を支給します。
【助成額最大730万円】

助成額	以下のいずれか低い額 Ⅰ　以下１～３の上限額及び４の加算額の**合計額** Ⅱ　対象経費の合計額×補助率３／４(※5) (※5)　常時使用する労働者数が30人以下かつ、支給対象の取組で⑥から⑦を実施する場合で、その所要額が30万円を超える場合の補助率は４／５

【Ⅰの上限額】

1．　成果目標①の上限額

事業実施後に設定する時間外労働と休日労働の合計時間数	事業実施前の設定時間数：現に有効な36協定において、時間外労働と休日労働の合計時間数を月80時間を超えて設定している事業場	事業実施前の設定時間数：現に有効な36協定において、時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間を超えて設定している事業場
時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間以下に設定	200万円	150万円
時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間を超え、月80時間以下に設定	100万円	—

2．成果目標②の上限額：25万円
3．成果目標③の上限額：25万円
4．賃金引上げの達成時の加算額
（常時使用する労働者数が30人以下の場合）

引上げ人数	1～3人	4～6人	7～10人	11人～30人
3%以上引上げ	30万円	60万円	100万円	1人当たり10万円（上限300万円）
5%以上引上げ	48万円	96万円	160万円	1人当たり16万円（上限480万円）

（常時使用する労働者数が30人を超える場合）

引上げ人数	1～3人	4～6人	7～10人	11人～30人
3%以上引上げ	15万円	30万円	50万円	1人当たり５万円（上限150万円）
5%以上引上げ	24万円	48万円	80万円	1人当たり８万円（上限240万円）

【厚生働省より】

～労務 ROAD の FAX がご不要の場合は、お手数ですがご記入の上、ご返信をお願い致します。～

☐ **FAX 不要**（☜☑チェックをお願い致します。）

社名：　　FAX 番号：

VOL.850
（2305-1）

idea
社会保険労務士法人イデア

〒541-0054
大阪市中央区南本町
2-6-12
サンマリオンタワー16F
TEL:06-6224-0264
FAX:06-6224-0265
H P: https://k-s-j.net/
編集：平原・波田・茅原・石田

社長が入れる
労災保険のことなら
「葛城経営研究会」
詳しくは、
06-6224-0480 まで！

6 歳手前の娘が最近キッザニアデビューし、ハマってしまった為、ゴールデンウイーク中に行く予定です。パーク内約 100 種類の仕事やサービスを体験できるので、それぞれの制服に着替えてリアルに楽しみながら社会の仕組みを学べるし、将来の夢探しのきっかけにもなるので、とってもおススメです！次はキャビンアテンダントとアイスクリーム屋さんをやりたいな～と言っていますが、大行列覚悟でチャレンジしてみたいと思います！（蘭）

休業日のお知らせ

誠に勝手ながら、4/29～5/7 のＧＷ期間のうち、土日祝は休業とさせていただきます。5/1（月）5/2（火）は通常営業いたします。ご不便をおかけしてしまいますが、ご了承のほどお願いいたします。